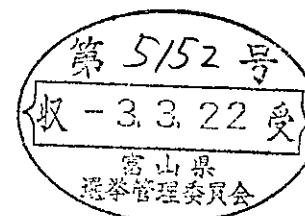


(その1)

収 支 報 告 書 (令 和 2 年 分)



(年 月 日開催分)

(ふりがな)

りっけんみんしゅとうやまけんだいいっくそうしふ

1 政治団体の名称 立憲民主党富山県第1区総支部

2 主たる事務所の所在地 富山県富山市上本町8-6

3 代表者の氏名 西尾 政英

4 会計責任者の氏名 浦田 勤

事務担当者の氏名

西尾政英

(電話) 090-1706-3923

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 政党 | <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部 | <input type="checkbox"/> その他の政治団体 |
| <input type="checkbox"/> 政治資金団体 | <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等 | <input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- 有
 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 西尾政英

公職の種類 衆議院議員(候補者等)

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から
年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	900,000	円
(前年からの繰越額)	0	
(本年の収入額)	900,000	
支 出 総 額	900,000	
翌年への繰越額	0	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額	0	円
員 数	0	人

(2) 寄附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	円
(うち特定寄附)	(0)	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(0)	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア+イ)	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
立憲民主党本部	900,000 ^円	R2.11.13	東京都千代田区永田町1-11-1	
この頁の小計	900,000			
合計	900,000			

◎ 原則として、「政党の支部」及び「その他の政治団体の支部」以外が、この頁の記載をすることはない。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項目	金額	備考
1 経常経費		円
(1)人件費	140,471	
(2)光熱水費	32,500	
(3)備品・消耗品費	156,964	
(4)事務所費	179,314	
小計	509,249	
2 政治活動費		
(1)組織活動費	146,841	
(2)選挙関係費	0	
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	229,032	
ア機関紙誌の発行事業費	0	
イ宣伝事業費	229,032	
ウ政治資金パーティー開催事業費	0	
エその他の事業費	0	
(4)調査研究費	14,878	
(5)寄附・交付金	0	
(6)その他の経費	0	
小計	390,751	
合計	900,000	

※ 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」に併せて記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			
支出の目的	金 額	光熱水費			備 考
		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	32,500				
合 計	32,500				

※1 資金管理団体は経常経費（人件費を除く）の5万円以上の支出について、すべて記載すること。（領収書の写を添付しなければならない。）

※2 国会議員関係政治団体は経常経費（人件費を除く）の1万円を超える支出について、すべて記載すること。（領収書の写を添付しなければならない。）

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		備品・消耗品費（消耗品費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	156,964				
合計	156,964				

※1 資金管理団体は経常経費（人件費を除く）の5万円以上の支出について、すべて記載すること。（領収書の写を添付しなければならない。）

※2 国会議員関係政治団体は経常経費（人件費を除く）の1万円を超える支出について、すべて記載すること。（領収書の写を添付しなければならない。）

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			
支出の目的	金額	事務所費（賃借料）		備考	
		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）		支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）
事務所賃借料	38,150 円	R2. 9. 27	あおばエステート株式会社	富山県富山市掛尾町452	
〃	38,150	R2. 10. 27	〃	〃	
〃	38,150	R2. 11. 27	〃	〃	
〃	38,150	R2. 12. 27	〃	〃	
駐車場代	11,000	R2. 11. 30	アットパーク富山・飛騨街道	富山県富山市太田口通り1-3-10	
〃	11,000	R2. 12. 28	〃	〃	
この頁の小計	174,600	※1 資金管理団体は経常経費（人件費を除く）の5万円以上の支出について、			
その他の支出	0	すべて記載すること。（領収書の写を添付しなければならない。）			
合計	174,600	※2 国会議員関係政治団体は経常経費（人件費を除く）の1万円を超える支出について、すべて記載すること。（領収書の写を添付しなければならない。）			

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。)の内訳		項目別区分			
支出の目的	金額	事務所費 (通信費)			
		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	4,714				
合計	4,714				

※1 資金管理団体は経常経費 (人件費を除く) の5万円以上の支出について、すべて記載すること。(領収書の写を添付しなければならない。)

※2 国会議員関係政治団体は経常経費 (人件費を除く) の1万円を超える支出について、すべて記載すること。(領収書の写を添付しなければならない。)

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			
支出の目的	金 額	組織活動費 (行事・会議費)		備 考	
		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)		支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	102,131				
合 計	102,131				

※1 5万円以上の支出について、すべて記載すること。
(領収書の写を添付しなければならない。)

※2 国会議員関係政治団体は1万円を超える支出について、すべて記載すること。
(領収書の写を添付しなければならない。)

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		組織活動費 (旅費交通費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
JR代	20,370 ^円	R2.9.15	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田2-4-24	
この頁の小計	20,370				
その他の支出	24,340				
合計	44,710				

※1 5万円以上の支出について、すべて記載すること。

(領収書の写を添付しなければならない。)

※2 国会議員関係政治団体は1万円を超える支出について、すべて記載すること。

(領収書の写を添付しなければならない。)

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		宣伝事業費 (宣伝広告費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
名刺作成・印刷代	99,000	R2. 10. 1	田村薫	石川県小松市浮柳町ト317	
広報板シール代	72,930	R2. 10. 1	吉田印刷	石川県金沢市駅西新町2-15-22	
のぼり旗作成代	16,720	R2. 10. 1	吉田印刷	石川県金沢市駅西新町2-15-22	
この頁の小計	188,650				
その他の支出	0				
合計	188,650				

※1 5万円以上の支出について、すべて記載すること。
(領収書の写を添付しなければならない。)

※2 国会議員関係政治団体は1万円を超える支出について、すべて記載すること。
(領収書の写を添付しなければならない。)

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		イ 宣伝事業費 (遊説費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	40,382				
合計	40,382				

※1 5万円以上の支出について、すべて記載すること。

(領収書の写を添付しなければならない。)

※2 国会議員関係政治団体は1万円を超える支出について、すべて記載すること。

(領収書の写を添付しなければならない。)

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 調査研究費 (調査費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	14,878				
合計	14,878				

※1 5万円以上の支出について、すべて記載すること。

(領収書の写を添付しなければならない。)

※2 国会議員関係政治団体は1万円を超える支出について、すべて記載すること。

(領収書の写を添付しなければならない。)

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 3 月 22 日

政治団体の名称

立憲民主党富山県第1区総支部

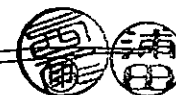
会計責任者の氏名

浦 田 勤



※代表者の氏名

~~西尾政英~~



(備考) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

※政治団体が解散した場合には、解散年に係る本様式の「※代表者の氏名」欄にも記名押印又は本人が署名をすること。

政治資金監査報告書

令和 3 年 3 月 22 日

立憲民主党富山県第 1 区総支部

代表 西尾 政英 殿

登録政治資金監査人 太田 興作



登録番号 第 2649 号

研修修了年月日 平成 21 年 6 月 12 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、立憲民主党富山県第 1 区総支部の令和 2 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、立憲民主党富山県第 1 区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

立憲民主党富山県第 1 区総支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党富山県第 1 区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上